

山口県報

令和8年
4月24日
(金曜日)

目次

○告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………

○公告

令和八年度危険物取扱者保安講習の実施（消防保安課）……………

令和八年度消防設備士講習の実施（消防保安課）……………

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………



山口県告示第百八十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
---	---	---	---

安下庄区域

主としてごち網を使用して営む漁業

山口県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称

認可年月日

下関市菊川町土地改良区

令和八、四、一五

山口県告示第百八十八号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ガソリン」を「ガソリン 交通信号灯器」に改める。



（二三六）令和八年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定に基づき、令和八年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

令和八年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
令和八、七、一〇	午前九時から 正午まで	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館	
〃 〃 一七	〃 〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃 〃 二四	〃 〃	下関市消防訓練センター	
〃 〃 八、五	午後一時から 午後四時まで	いわくに消防防災センター	
〃 〃 二六	〃 〃	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部	
〃 〃 九、四	〃 〃	いわくに消防防災センター	
〃 〃 八	午前九時から 正午まで	長門市仙崎二〇〇〇 仙崎交流プラザ	
〃 〃 九	〃 〃	萩市大字江向四三一の二 山口県農業協同組合萩統括本部	
〃 〃 一〇	〃 〃	柳井市柳井三七七八 柳井市文化福祉会館	
〃 〃 一七	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 デザインプラザHOFU	
〃 〃 一八	午前九時から 正午まで	萩市大井公民館	
〃 〃 一〇、一	〃 〃	長門市油谷向津具下一八七八の三 山口県漁業協同組合大浦支店	
〃 〃 二	〃 〃	美祢市消防本部	
〃 〃 九	〃 〃	萩市大島五の七 山口県漁業協同組合大島支店	
〃 〃 〃	午後一時から 午後四時まで	〃 〃	
〃 〃 一六	午前九時から 正午まで	下関市消防訓練センター	
〃 〃 二二	午後一時から 午後四時まで	萩市大字須佐四七四〇の一〇 山口県漁業協同組合高山支店	
〃 〃 二三	午前九時から 正午まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃 〃 三〇	午後一時から 午後四時まで	萩市大字江崎八七六五の一 山口県漁業協同組合高山支店江崎支所	

〃 〃 一一、一一 午前九時から
正午まで 長門市日置上二六五五の七
山口県漁業協同組合黄波戸支店

〃 〃 一二、〃 〃 下松市消防本部

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(二)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
令和八、七、一七	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃 〃 二二	〃 〃	いわくに消防防災センター	
〃 〃 二九	午前九時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部	
〃 〃 三〇	午後一時から 午後四時まで	〃 〃	
〃 〃 八、二〇	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 デザインプラザHOFU	
〃 〃 二六	午前九時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部	
〃 〃 二七	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 デザインプラザHOFU	
〃 〃 二八	〃 〃	いわくに消防防災センター	
令和八、七、二	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部	
〃 〃 二三	午後一時から 午後四時まで	いわくに消防防災センター	
〃 〃 二四	〃 〃	下関市消防訓練センター	
〃 〃 二九	〃 〃	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部	
〃 〃 〃	〃 〃	〃 〃	
〃 〃 三〇	午前九時から 正午まで	〃 〃	

(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

令和八年四月二十四日印刷
令和八年四月二十四日発行

発行人 山口県知事

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
一 国土調査を行った者の名称等		山口県知事 村岡 嗣 政	
<p>(一三三) 国土調査の成果の認証</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。</p> <p>令和八年四月二十四日</p>			
<p>八 その他</p> <p>受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三―二三九九）又は一般財団法人山口県消防設備協会（電話〇八三一九三三―七七七八）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。</p>			
<p>六 提出書類</p> <p>(一) 受講申請書</p> <p>(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）</p> <p>七 受講手数料</p> <p>講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。</p>			
<p>四 講習の一部免除</p> <p>一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の（一）に掲げる科目の受講を免除する。</p> <p>五 受講申請書の提出期間及び提出先</p> <p>令和八年七月二十四日（金曜日）から同年八月七日（金曜日）までの間に、山口市桜島三丁目二番一号（郵便番号七五三―〇〇二二）一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。</p>			
<p>(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項</p> <p>(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項</p> <p>(三) 効果測定</p>			

下関市	平成三十一年四月一日から令和六年十一月二十八日まで	下関市地籍簿	彦島迫町四丁目、彦島迫町三丁目及び彦島本村町七丁目の各一部
〃	令和四年四月一日から令和六年十二月十二日まで	〃	豊北町大字北宇賀の一部
〃	令和五年四月三日から令和六年十二月四日まで	〃	中之町、唐戸町及び赤間町の各一部
宇部市	令和五年二月十日から令和七年二月二十五日まで	宇部市地籍簿	大字小野及び大字船木の各一部
萩市	令和五年四月三日から令和六年十二月十六日まで	萩市地籍簿	大井の一部
岩国市	令和五年四月三日から令和七年二月三日まで	岩国市地籍簿	錦町大原の一部

二 認証年月日
令和八年四月二十四日